大阪府教育委員会告示第7号

大阪府立臨海スポーツセンター条例(昭和59年大阪府条例第9号)第11条第4項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。 令和5年4月3日

> 大阪府教育委員会 教育長 橋本 正司

- 1 施設の名称 大阪府立臨海スポーツセンター
- 2 指定管理者 大阪市中央区難波五丁目1番60号 南海ビルサービス株式会社 代表取締役 西山 哲弘
- 3 利用料金の額 令和5年4月1日以後の利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 体育室利用料金

							通常の金額				休日等 (時	時間外1	準備・後始末
	区分					午前	午後		超過1時	間外を除	時間の金	等のために利	
		.),]		午前	午後	夜間	午後	夜間	全目	間	く。) の金	額	用する場合の
							干饭	仪间		lĦĴ	額	(供	金額
	アマチュア	利用者が	生徒等が	円	円	円	円	円	円	円	通常の金	円	通常の金額、
			利用する	1,1	1,1	1.1	1.1	1.1	1.1	1,1			休日等の金額
第1体育室	スポーツに		場合	10,000	12,000	13, 700	22,000	25, 700	35, 700	3, 570	額に 1.2	4, 280	又は時間外1
	利用する	徴収しない	その他の								を乗じて		時間の金額と
	場合	場合	場合	12, 000	16, 000	18, 600	28, 000	34, 600	46, 600	4,660	得た金額	5, 590	同額

		利用者が入場する場合	湯料等を徴収	25, 000	33, 000	35, 400	58, 000	68, 400	93, 400	9, 340	11, 200	利用者が入場 料等を徴収し ない場合のそ の他の場合の 通常の金額、 休日等の金額 又は時間外1 時間の金額と 同額
		利用者が 入場料等を の他の 徴収しない 合 場合	営利及び宣伝を目的としない場合	110,000	140, 000	164, 300	250, 000	304, 300	414, 300	41, 430	49, 710	通常の金額、 休日等の金額
	場合		その他の	130, 000	170, 000	203, 800	300,000	373, 800	503, 800	50, 380	60, 450	又は時間外1時間の金額に
		利用者が入場する場合	器料等を徴収	160,000	200, 000	244, 600	360, 000	444, 600	604, 600	60, 460	72, 550	0.5 を乗じて得た金額
第2体育室	アマチュア スポーツに	利用者が 入場料等を	生徒等が利用する場合	4,000	6,000	8, 200	10,000	14, 200	18, 200	1,820	2, 180	通常の金額、 休日等の金額 又は時間外1
親2体育室 利用する 場合			6,000	9,000	12, 700	15, 000	21, 700	27, 700	2,770	3, 320	時間の金額と同額	

	利用者が入場				
	料等を徴収し				
	ない場合のそ				
	の他の場合の				
11, 200	通常の金額、				
	休日等の金額				
	又は時間外1				
	時間の金額と				
	同額				
	通常の金額、				
49, 710	休日等の金額				
	又は時間外1				
60, 450	時間の金額に				
,	0.5 を乗じて				
72, 550	得た金額				
,					
0.100	通常の金額、				
2, 180	休日等の金額				
	又は時間外1				
3, 320	時間の金額と				
	同額				

	利用者が入場する場合	計判等を徴収	15, 000	23, 000	25, 500	38, 000	48, 500	63, 500	6, 350	7, 620	利用者が入場 料等を徴収し ない場合のそ の他の場合の 通常の金額、 休日等の金額 又は時間外1 時間の金額と 同額
	利用者が入場料等を	営利及び宣 伝を目的と しない場合	50, 000	90, 000	110, 300	140, 000	200, 300	250, 300	25, 030	30, 030	通常の金額、 休日等の金額 又は時間外1
その他の 場合	徴収しない 場合	その他の場合	70,000	110, 000	132, 600	180,000	242, 600	312, 600	31, 260	37, 510	時間の金額に
	利用者が入場する場合	料等を徴収	90,000	140, 000	147, 200	230, 000	287, 200	377, 200	37, 720	45, 260	0.5 を乗じて 得た金額

備考

- 1 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。
- 2 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後4時30分まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時まで、「午前午後」とは午前9時から午後4時30分まで、「午後夜間」とは午後1時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 「超過1時間」とは、「午前」「午後」「夜間」「午前午後」「午後夜間」「全日」の時間の前後に引き続き利用する場合をいう。
- 4 「時間外」とは、午前9時から午後9時までの時間以外の時間をいう。ただし、超過1時間に該当する場合を除く。
- 5 「生徒等」とは、4歳以上の幼児並びに小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者並びに高等専門学校の学生をいう。
- 6 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

- 7 体育室をアマチュアスポーツに利用する場合において、その面積の2分の1以下の面積を利用するときの利用料金は、この表に掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 8 利用料金の算出において、10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(2) アイススケート場利用料金

							通常の休日		夏期に	夏期の休日	
	□	. /\		744	<i>[</i>	マヴァク佐	等(時間外	通常の時間	利用す	等(時間外を	夏期の時間
	区分			単位		通常の金額	を除く。)	外の金額	る場合	除く。) の金	外の金額
							の金額		の金額	額	
	大人					円					
# 田和田				1 1 1 🖂		1, 500					
共用利用	小人			1人1回		950					
	観覧する場合	ì				150			77 A4 A		
	00 111 50	上 50 人未満		大人1人		1, 200	通常の金額		通常の金額と	通常の金額	
	30 八以上 50					760	と同額		- 重額 C		
	F0 D1 100	\		1日の吐服	大人1人	1, 050			PJ/ftX		
団体利用	50 人以上 100)人木個		1回3時間	小人1人	660					
	100 1 121 1.				大人1人	900					
	100 人以上				小人1人	570					
		競技会又は	小人が利用			95 000		21 000	07 100	百冊/元利田	20 500
	\	合同練習にする場合				25, 900		31, 080	27, 100	夏期に利用	32, 520
市田利田	氷上競技に 利用する その他の		1回1時間の	٥.٨	21 600	通常の金額	27,000	22 000	する場合の	20, 600	
専用利用	利用する	場合 場合		1回1時間30分		31,600	に 1.2 を乗	37, 920	33, 000	金額に 1.2	39, 600
	場合					10.000	じて得た額	01 600	10.000	を乗じて得	00 500
		場合	する場合			18, 000		21, 600	18, 800	た額	22, 560

			その他の			21, 500	25, 800	22, 600	27, 120
			場合			21, 500	25, 800	22, 600	21, 120
						700	840	840	1,000
					大人1人	上限額	上限額	上限額	上限額
		50 人以上 100	0 人 太 満			59, 500	71, 400	71, 400	85, 000
		00 70512 100				500	600	600	720
					小人1人	上限額	上限額	上限額	上限額
						39, 500	47, 400	47, 400	56, 880
		100 人以上 200 人未満				600	720	720	860
					大人1人	上限額	上限額	上限額	上限額
			1回2時間		99, 600	119, 520	119, 520	143, 420	
	その他の					400	480	480	570
	場合				小人1人	上限額	上限額	上限額	上限額
						59, 600	71, 520	71, 520	85, 820
						500	600	600	720
					大人1人	上限額	上限額	上限額	上限額
		200 人以上				146, 900	153, 500	153, 500	184, 200
		200 / 201				300	360	360	430
				小人1人	上限額	上限額	上限額	上限額	
						96, 400	100, 800	100, 800	120, 960
		営利及び宣伝	云を目的と	1回1時間3	80分		100, 000		
		する場合		T Ed T willell c	<i>~</i> ∕3		100,000		

備考

1 夏期とは、6月1日から9月30日までをいう。

- 2 「時間外」とは、午前9時から午後9時までの時間以外の時間をいう。
- 3 「小人」とは、4歳以上の幼児並びに小学生、中学生及びこれらに準ずる者をいう。
- 4 回数券により、アイススケート場を利用する場合の回数券(12回券)の額は、次のとおりとする。

	単位						
4.1		有効期間	円				
大人	12 枚綴	1年間	15, 000				
小人			9, 500				
観覧する場	12 枚綴		1 600				
合	14 似板		1,600				

5 第1号の表の備考1、備考6及び備考8の規定は、この表についても適用する。

(3) 会議室利用料金

				通常の金額				休日等 (時	時間外	
区分	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日	超過1時間	間外を除 く。) の金 額	1時間の金額	冷暖房等
大会議室	円	円	田	円	円	円	円		円	
人云磯主	4, 500	6,000	6, 400	10, 500	12, 400	16, 900	1, 690	通常の金額	2, 020	通常の金額
小会議室	3, 500	4, 500	5,000	8,000	9, 500	13, 000	1, 300	に 1.2 を乗	1, 560	に 0.2 を乗
フリースペース	4, 000	5, 000	5, 500	9,000	10, 500	14, 500	1, 450	じて得た額	1, 740	じて得た額

備考

第1号の表の備考1、備考2、備考3、備考4、備考6及び備考8の規定は、この表についても適用する。

(4) 附帯設備等利用料金

			金	額
			アマチュア	
区分	単	位	スポーツに	その他の場
			利用する場	合
			合	
バスケットボール用具(ボールを除く。)			円	円
ハスクットホール用具(ホールを除く。)			1, 900	2,800
バレーボール用具(ボールを除く。)			1, 300	1,800
テニス用具(ラケット及びボールを除			1 000	1 000
⟨∘⟩	1式1日		1, 300	1, 800
卓球用具 (ラケット及びボールを除く。)			340	570
バドミントン用具(ラケット及びシャト			240	F70
ルコックを除く。)			340	570
防球ネット	1台1日		90	120
スケート靴	1足1日		530	530
アイスホッケー用ゴール	1式1日		740	1, 300
ストップウォッチ	1個1日		340	570
		午前	1,800	2, 760
マイクロホン		午後	1,800	2, 760
	.	夜間	1,800	2, 760
	1式	午前	1,800	2, 760
レコードプレイヤー		午後	1,800	2, 760
		夜間	1,800	2, 760

長机		1 胜 1 口	120	180
補助椅子		√ 1脚1日 	70	90
フロアシー	不燃性		1, 500	2, 300
١	その他		160	240
ロッカー		1箱1日1回	50	50
土地		1平方メートル1日	130	200
照明設備		1時間	2, 600	2, 600
持込電気器具	用電源	1キロワット1時間	130	130

備考

- 1 面積の計算については、1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとする。
- 2 第1号の表の備考1及び備考2の規定は、この表についても適用する。

(5) 駐車場利用料金

区分	単位	金額
上刑 击	1時間	430
大型車	当日最大	3, 870
	1時間	200
その他	最大 (7:00~24:00)	600
	最大 (24:00~ 7:00)	400

備考

- 1 「大型車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車のうち乗車定員11人以上のもの及び同条に規定する大型特殊自動車をいう。
- 2 駐車場の利用については、駐車時間が24時間を超える場合は、24時間を超える部分24時間までごとに新たな利用とみなす。